

第11回 小樽商科大学 役員会 議事要旨

日 時：平成 21 年 3 月 18 日（水）15：50 ～ 16：20

場 所：学長室

出席者：学長，和田理事，大矢理事，中村理事

陪 席：池田監事，土橋監事，奥田副学長，事務局長

審議に先立ち，報告事項 4 として，「国立大学法人小樽商科大学の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果（原案）について」及び報告事項 5 として，「平成 20 年度第 2 回監事協議会北海道支部会の報告について」を追加する旨発言し，併せて事前に配付した 2 月 23 日（月）開催の第 10 回役員会の議事要旨の確認を行った。

また，審議の順番を都合により「議題 2」及び「議題 5」を先に審議し，引き続き残りの「議題 1」から順番に審議する旨説明があった。

●議題 2 就業規則等の一部改正について

(審議資料 2-1～2-8)

学長より，本件については，平成 20 年の人事院勧告及び「一般職の勤務時間，休暇等に関する法律」，「国家公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正及び「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」の制定に伴い，本学でも国家公務員に準拠した取扱いとするため，関係就業規則等を改正し，併せて規定を整備することについて，審議願う旨発言があった。

次いで，詳細について，審議資料 2 に基づき，事務局（総務課長）より説明後，審議に移り，審議の結果，承認された。

承認後，学長より，本件については，裁判員として参加する場合の特別休暇に関する規定を除き，本年 4 月 1 日から施行し，裁判員として参加する場合の特別休暇に関する規定については，本年 5 月 21 日から施行する旨併せて説明があった。

【改正する就業規則等】

- ・国立大学法人小樽商科大学職員の勤務時間，休暇等に関する規程 【審議資料 2-2】
- ・国立大学法人小樽商科大学非常勤職員就業規則 【審議資料 2-3】
- ・国立大学法人小樽商科大学職員給与規程 【審議資料 2-4】
- ・国立大学法人小樽商科大学再雇用職員就業規則 【審議資料 2-5】
- ・国立大学法人小樽商科大学嘱託職員就業規則 【審議資料 2-6】
- ・国立大学法人小樽商科大学職員安全衛生管理規程 【審議資料 2-7】
- ・国立大学法人小樽商科大学職員の育児休業等に関する規程 【審議資料 2-8】

●議題5 教員免許状更新講習の受講料について

(審議資料5)

学長より、本件については、教育職員免許法の改正に伴い、本学で開設する教員免許状更新講習の受講料の金額について、1時間あたり、1,000円としたい旨審議願う旨発言があった。

次いで、詳細について、審議資料5に基づき、大矢理事より下記のとおり説明後、審議に移り、審議の結果、承認された。

【大矢理事:説明要旨】

- ・この度、教育職員免許法が改正され、平成21年4月1日から、現職の教員については、10年に1度、更新講習（必修領域12時間、選択領域18時間）を受けることが義務化された。
- ・今回の改正に伴い、教職課程を有する大学については、更新講習を開設することとなり、本学においても、平成21年度に選択領域4講座（6時間3講座、18時間1講座）を開講することとなった。
- ・受講料は、受講生（教員個人）が負担するものであり、受講料の額については、文部科学省から特に指示はなく、各大学が定めることになっている。
- ・北海道地区の国立大学は、その事務を一元化し、北海道教育大学内に「更新講習事務機構」を設置し、北海道教育大学が主体となって業務を行っており、受講料は、受講生が北海道教育大学に支払うことになり、その後、必要経費を差引、各大学に配分される。
- ・受講料の金額については、文部科学省の説明会等においても30時間3万円程度との説明を受け、全国的な傾向としても、1時間1,000円が8割程度を占めている。
- ・また、北海道地区の他大学においても1時間1,000円で決定している。
- ・北海道地区の国立大学においては、事務を一元化して実施するため、受講料金額を統一したいと考えているので、本学においても、1時間あたりの受講料を当面の期間1,000円として講習を開設したい。

【監事からの質問】

- ・更新講習の受講対象となる教員の範囲等詳細について教えて欲しい。

【本学側の回答】

- ・更新講習の受講対象となる教員は、35歳、45歳、55歳の年齢に達した（幼稚園、小中高の）教員で、2年以内に更新講習を受講しなければならないこととなっている。

●議題1 国立大学法人小樽商科大学平成21年度年度計画(案)について

(審議資料1)

学長より、本件については、3月10日(火)開催の目標計画委員会において原案を作成し、3月13日(金)開催の教育研究評議会及び本日開催の経営協議会において、原案がまとまったので、審議願う旨説明後、審議に移り、審議の結果、承認された。

承認後、学長より、本件については、3月末までに文部科学大臣に届出する旨併せて説明があった。

●議題3 北海道地区国立大学法人の資金の共同運用に係る協定書について

(審議資料3-1~3-3)

学長より、本件については、昨年来、北海道内の国立大学法人間において、共同運用の可能性について種々検討を進めてきているところであるが、今般、資金の共同運用について担当者レベルにおける協議が整い、本日開催の経営協議会において、原案がまとまったので、審議願う旨説明後、審議に移り、審議の結果、承認された。

承認後、学長より、本件については、今月23日(月)に本協定を締結し、今年4月から本協定に基づき、運用を開始する予定である旨併せて説明があった。

●議題4 「平成21年度予算編成方針(案)」及び「平成21年度当初予算(案)」について

(審議資料4-1~4-6)

学長より、本件については、「平成21年度予算編成方針(案)」及びその方針(案)に基づき策定した「平成21年度当初予算(案)」について、本日開催の経営協議会において、原案がまとまったので審議願う旨説明後、審議に移り、審議の結果、承認された。

●報告事項1 平成20年度資金の運用実績について

(報告資料1-1-1-2)

学長より、本学の資金の運用にあたっては、金融情勢の変化や取引金融機関の経営状況等を考慮しつつ、安全かつ効率的に行っているところである旨発言後、今年度の資金の運用実績について、報告資料1に基づき、報告があった。

●報告事項2 平成21年度大学法人加入保険について

(報告資料2)

学長より、本件については、本学で発生する事故・災害等によって生ずる損害や賠償に備えるものであり、平成 16 年度から、法人化を契機に加入しており、平成 21 年度の国立大学法人総合損害保険等の加入に当たっては、想定される危機事象及び対応する保険の種類及び掛金等を勘案のうえ、3 月 5 日（木）に開催した危機管理委員会において承認され、報告資料 2 のとおり、加入する旨報告があった。

●報告事項3 平成20年度補正予算における事業報告について

(報告資料3)

学長より、平成 20 年度補正予算において予算措置した事業内容の結果について、報告資料 3 に基づき、報告があった。

●報告事項4 (追加)国立大学法人小樽商科大学の中期目標期間に係る業務の実績に関する
評価結果(原案)について

(報告資料4)

学長より、本件については、昨年 6 月末に文部科学省及び大学評価・学位授与機構に提出した「平成16～19事業年度に係る業務の実績報告書」等に基づき、国立大学法人評価委員会及び大学評価・学位授与機構のヒアリング等の大学評価を受け、国立大学法人評価委員会で作成した「評価結果(原案)」について、去る 3 月 6 日付けで、本学に対し、報告資料 4 の「評価結果(原案)」に対する意見照会があり、本学としては、意見の申立をしないこととし、また、この「評価結果(原案)」は、国立大学法人評価委員会における審議を経て、今年 4 月下旬には公表される予定である旨報告があった。

●報告事項5 (追加)平成20年度第2回監事協議会北海道支部会の報告について

(報告資料5)

学長より、本件については、去る 2 月 27 日（金）に旭川医科大学で開催された「平成 20 年度第 2 回監事協議会北海道支部会」について、報告する旨発言があった。

次いで、詳細について、報告資料 5 に基づき、土橋監事から、各大学における監事の活動状況及び監事監査の問題点等について報告があった。

最後に、学長より、次回の役員会については、4 月 27 日（月）13:00 から開催する予定である旨発言があった。また、本年 4 月から、本会議の事務を総務課が担当する旨併せて説明があった。

以 上